

健康増進センター「アスロン」
指定管理者募集要項

令和元年 8 月

七 尾 市

今後の健康増進センター「アスロン」の設置目的を効果的に達成するため、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項及び七尾市温泉健康増進センター条例（以下、「条例」という。）第 4 条の規定に基づき、指定管理者の指定を受けようとする団体を次のとおり募集します。

1. 施設の概要（資料 1 参照）

- (1) 名 称：健康増進センター「アスロン」
- (2) 所 在 地：七尾市高田町ち部 10 番地
- (3) 開設時期：平成 12 年 11 月
- (4) 設置目的：七尾市温泉健康増進センター条例
- (5) 施設概要：

| | |
|---------|---------------------|
| 敷地面積 | 12,400㎡ |
| 駐車場 | 4,230㎡ |
| 緑地及び調整池 | 5,570㎡ |
| 建築敷地 | 2,600㎡ |
| 建築物構造 | 鉄筋コンクリート平屋建て（一部鉄骨造） |
| 建築面積 | 2,549.8㎡ |
| 建築床面積 | 2,428.7㎡ |

- (6) 営業時間、休館日

営業時間 午前 10 時から午後 9 時まで

休館日 毎週水曜日、夏季（8 月お盆時期）、年末年始（12/29～1/3）

但し、営業時間及び休館日は、指定管理者の提案により、市と協議の上決定することができるものとします。

2. 指定期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 5 年間で予定しており、市議会の議決を経て指定されます。

なお、指定期間中であっても、本施設の管理運営を継続することが適当でないと認めるときは、管理業務の全部又は一部の停止や指定の取消しをすることがあります。

3. 施設の主たる用途

本施設は、市民の健康の増進及び体力の向上を図ること、また、休養及び保養の機会を提供し、余暇の有効利用を促進することを目的とします。

但し、現在、厚生労働大臣より認定を受けている「運動型健康増進施設」の認定を外したうえでの運営となります。

4. 指定管理者が行なう業務

- (1) 本施設の運営に関する業務
 - ① フロント受付及び経理業務
 - ② 利用許可に関する業務
 - ③ 利用に係る利用料金の徴収に関する業務
 - ④ 広報宣伝業務
 - ⑤ 施設の運営業務
 - ⑥ 健康増進プログラムの提供業務
 - ⑦ 自主事業の実施
 - ⑧ 安全管理業務
 - ⑨ 駐車場の運営業務
 - ⑩ 禁煙対策業務
- (2) 本施設の維持管理に関する業務
 - ① 建築物保守管理業務
 - ② 建築設備保守管理業務
 - ③ 温泉設備保守管理業務
 - ④ 源泉及び当該市有地の維持管理業務
 - ⑤ 環境衛生管理業務
 - ⑥ 植栽等維持管理業務
 - ⑦ 清掃業務
 - ⑧ 修繕業務
 - ⑨ 物品の保守管理業務
 - ⑩ 警備業務
 - ⑪ 併設施設等の事務調整
- (3) その他本施設の管理運営上、必要と認める業務

5. 指定管理に要する経費

本施設の運営業務及び維持管理業務に要する経費（指定管理者が行なう業務に係る経費）は、施設の利用者が納める利用料金収入、指定管理者が実施する事業収入及び市が支払う指定管理料により賄うこととします。

なお、条例に規定する利用料金は、市と指定管理者が協議の上、見直しを行なうことができることとします。

6. 指定管理者の選定までのスケジュール

- (1) 募集要項の公表及び説明会の開催

募集要項は、令和元年 8 月 5 日（月）に市ホームページにて公表します。

また、募集要項に関する説明会を以下のとおり開催します。参加を希望する場合は、申込書（別紙 1）に必要事項を記入のうえ、8 月 19 日（月）までに FAX 等でお申し込みください

開催日時：8月20日（火） 午後2時～

開催場所：田鶴浜地区コミュニティセンター（サンビーム日和ヶ丘）

※申込状況により変更となる場合がありますのでご了承ください。

(2) 質問の受付

募集要項の内容等に関する質問は、次の期間で受け付けます。

質問書（別紙2）に記入の上、FAX等で送付してください。

受付期間：令和元年8月5日（月）～8月9日（金）

(3) 質問への回答

質問に対する回答は、令和元年8月19日（月）までに、電子メール等により回答します。また、市ホームページにその内容を掲載します。

(4) 参加意思表明書の提出

申請を希望する団体は、8月23日（金）までに「参加意思表明書」（別紙3）の提出が必要となります。参加意思表明書の提出があった団体のみ、申請の資格があります。

なお、参加意思表明書提出後に申請を行わなくなった場合は「辞退届」（別紙4）の提出が必要となります。

(5) 申請書類の提出期限

提出期限：令和元年9月20日（金） 午後5時まで

提出場所：七尾市健康福祉部健康推進課（パトリア内）

提出方法：持参または郵送のいずれかで提出してください。

(6) 選定委員会の開催 令和元年10月中旬

(7) 選定結果の通知 令和元年10月下旬

(8) 指定管理者の指定に係る議案の提出 令和元年12月議会

7. 協定の締結・指定管理者の指定

市議会の議決による指定管理者の決定後、市と指定管理者の間で、管理運営の詳細について協定を締結します。

8. 申請資格等

健康増進センター「アスロン」に係る指定管理者の指定の申請を行なうものは、次の要件をすべて満たしていなければなりません。

(1) 法人その他の団体であること。（法人格の有無は問わないが個人は不可）

(2) 本施設の管理業務に係る市との連絡や緊急時対応を行う責任者が東海北陸地区内に常駐すること。

(3) 次のいずれかに該当しないこと。

① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により本市における一般競争入札等の参加を制限されているもの

② 当該法人等の責めに帰すべき事由により地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消された日から2年を経過しないもの

- ③ 七尾市税又は消費税及び地方消費税を滞納しているもの
- ④ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にあるもの又は役員（法人以外の団体にあつては、当該団体の代表者）が暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者であるもの
- ⑤ 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の決定を受けた法人又は民法（明治29年法律第89号）第73条に規定する清算の目的の範囲内において存続する法人
- ⑥ 代表者が次のいずれかに該当する法人以外の団体
 - ア 成年被後見人又は被保佐人
 - イ 破産者で復権を得ていないもの

9. 選定方法・選考基準

（1）選定方法

指定管理者の候補者は、選定委員会による審議を経て、市長が選定します。

（2）選定委員会の委員への接触禁止

本施設の指定管理者の選定に関して、選定委員会の委員に接触することを禁止し、接触の事実が認められた場合には、失格となることがあります。

（3）選考基準

選考は、次の基準により行ないます。

- ① 公共的な役割の理解及び施設を運営するにあたっての意欲が見られるか。
- ② 管理運営にふさわしい団体の理念・経営方針を持っているか。
- ③ 施設を有効活用した事業が提案されているか。
- ④ サービス向上の提案として、地域や他施設との連携や方策等が適切か。
- ⑤ 安全管理についての基本方針が適切であり、また緊急時の対応が計画されているか。
- ⑥ 職員の雇用に関する考え方と配置に関する考え方が適切か。
- ⑦ 個人情報の保護と情報公開の処置が計画されているか。
- ⑧ 施設の維持管理及び安全確保に関する考え方が適切か。
- ⑨ 収支計画が適正に見込まれているか。

10. 申請書類

指定管理者に応募しようとする団体は、指定申請受付期間内に下記の書類を提出してください。
なお、提出された書類についての変更、返却はいたしません。

（1）提出書類

- ① 指定管理者指定申請書（様式第1号から様式第4号）
- ② 当該団体の経営状況を説明する書類（様式不問）
- ③ 法人にあつては当該法人の登記簿謄本、非法人にあつては当該団体の代表者の身分証明書
- ④ 定款、寄付行為及び規約又はこれらに相当する書類

⑤ 納税証明書

(2) 提出部数

申請書類の提出部数は、正本 1 部、副本 7 部とします。

(3) その他申請書類の取扱い等

- ① 申請書類の内容は、労働基準法を含め関係法令を遵守してください。
- ② 申請書類の用いる言語、通貨、単位は日本円、日本の標準時及び計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定める単位に限ります。
- ③ 官公庁発行の証明書等やむを得ないものを除き、申請書類は原則 A4 版としてください。
- ④ 指定管理者の選考に必要と認めるときは、申請書類の追加を求めることがあります。
- ⑤ 提出された申請書類は選定を行なうために必要な範囲内で複製を作成することがあります。
- ⑥ 申請書類の提出に要する経費は、すべて申請団体の負担とします。
- ⑦ 申請書類に虚偽の記載があった場合には、失格とします。
- ⑧ 申請書類の著作権は、申請団体に帰属します。ただし、本市は、選定結果の公表その他必要がある場合に、申請書類の内容を無償で使用できるものとします。
- ⑨ 申請書類は、七尾市情報公開条例の規定により、個人情報、法人等情報などで非公開とされる情報を除き、情報公開の対象となります。

1 1. 管理運営の基準等

(1) 管理運営の基準は、別紙「健康増進センター「アスロン」指定管理者業務仕様書」によるものとします。

(2) 業務計画

指定管理者は、毎年度、本施設の業務計画書を作成し、提出しなければならないこととします。

(3) 業務報告

指定管理者は、毎年 4 月 30 日までに、前年度の管理運営に関する業務報告書を提出しなければならないこととします。

また、指定管理者は、毎月終了後 10 日以内に前月の管理運営に関する月次報告書を提出しなければならないこととします。

(4) 調査等

本市は、指定管理者の管理する公の施設の適正を期するため、指定管理者に対して当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示を行なうことがあります。

1 2. その他の留意事項

(1) 管理運営の引継等

本市は、指定期間の開始時に、指定管理者が円滑かつ支障なく本施設の管理運営を行なうことができるよう、指定管理者との間で引継ぎを行なうものとします。

また、指定管理者は、指定期間の終了時に、次期指定管理者が円滑かつ支障なく本施設の業務を行なうことができるよう、次期指定管理者との間で引継ぎを行なうとともに、本市が承認した場合を除き、本施設を原状に回復しなければならないこととします。

(2) 管理運営の休廃止

指定管理者は、本施設の管理運営を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ本市の承認を得なければなりません。

(3) 指定の取消し

指定管理者が、次のいずれかに該当する場合は、指定を取消し、又は期間を定めて管理運営の全部又は一部の停止を命ずることがあります。

- ① 本施設の管理運営を適切かつ確実に実施することができないと認められるとき。
- ② 指定に関し不正行為があったとき。
- ③ 法令の規定、指定の条件又は協定書に記載された条件に違反したとき。
- ④ 法令の規定、指定の条件又は協定書の規定に基づく報告の聴取、調査、監査または検査の実施に当たり、これを拒否し、若しくは妨害し、又は正当な理由なく指示に従わなかったとき。
- ⑤ その他本施設の管理運営を継続することが適当でないと認められるとき。

(4) 課税に関する留意事項

指定管理者は、本施設の管理運営に伴い、法人市民税等の納税義務者となります。

(5) 災害発生時における留意事項

指定管理者は、本市災害対策本部の指示に基づき、適切な対応ができるよう体制を整備してください。

(6) 施設内の事故発生時における留意事項

指定管理者の責めに帰すべき事由により、本施設の利用者、第三者又は本市に損害を与えた場合は、指定管理者はその損害を賠償しなければなりません。

損害賠償責任保険等へ加入するなどの対応については、指定管理者の責任において行なって下さい。

【お問い合わせ先】

〒926-0811

石川県七尾市御祓町1番地

(パトリア内)

七尾市健康福祉部健康推進課

TEL (0767) 53-3623 FAX (0767) 53-5990

E-mail kenkou@city.nanao.lg.jp

(別紙 1)

令和 年 月 日

健康増進センター「アスロン」公募説明会参加申込書

七尾市長

所在地
団体名
代表者氏名

健康増進センター「アスロン」公募説明会への参加を、下記のとおり申し込みます。

| | | | |
|---------------|-------------------------------------|--|-------|
| ふりがな 団体名 | | | |
| ふりがな 参加者氏名 | | | |
| | | | |
| 担当連絡先 | ふりがな 氏 名 | | |
| | 電話番号 | | F A X |
| | メール | | |
| 現地確認 | ・希望します ・希望しません | | |

参加者は2名以内でお願いします。

申し込みの締切は、令和元年8月19日（月）までです。

(別紙 2)

質問書

| | | | |
|------|--|-------|--|
| 団体名 | | | |
| 担当者名 | | | |
| 電話番号 | | F A X | |
| メール | | | |

○質問内容

- ※質問はいくつでも構いませんが、簡潔に取りまとめて記載してください。
※いただいた質問内容と回答は市ホームページに掲載します。

(別紙3)

参加意思表明書

令和 年 月 日

七尾市長

所在地
申請者 団体名
代表者氏名

健康増進センターアスロン指定管理者募集について、募集要項その他関係書類に記載の事項を了承のうえ、参加意思を表明します。

(担 当) 所属・職名 _____
氏名 _____
電話 _____
FAX _____
電子メール _____

(別紙 4)

辞 退 届

令和 年 月 日

七尾市長

所在地

団体名

代表者氏名

令和 年 月 日に健康増進センターアスロン指定管理者募集について参加意思表明書を提出しましたが、都合により辞退したいので届出します。

資料 1 施設の概要

| | | |
|-------------------------------|---|-----------|
| 現在の施設の名称 | 健康増進センター「アスロン」 | |
| 施設の所在地 | 七尾市高田町ち部10番地 | |
| 建築構造 | 鉄筋コンクリート平屋建て（一部鉄骨造） | |
| 敷地面積 | 12,400 m ² | |
| 建築面積 | 2,549.8 m ² | |
| 開館日 | 平成12年11月9日 | |
| 施設構成 | <p>管理棟部 玄関、風除室、下足室、フロント、リネン室、事務室、従業員室、セミナー室、健康相談室、ロビー及び交流スペース、トイレ、その他</p> <p>プール棟部 トレーニングジム・スタジオ、脱衣室、健康浴泉（裸浴）、25m×3コース温水プール・バーデゾーン（水着浴）、その他</p> | |
| 利用者実績 | 平成28年度 | 113,712人 |
| | 平成29年度 | 113,379人 |
| | 平成30年度 | 113,928人 |
| 利用料実績 | 平成28年度 | 44,199千円 |
| | 平成29年度 | 57,528千円 |
| | 平成30年度 | 58,036千円 |
| 収支実績 (市からの補助金等を除く 実質収支) | 平成28年度 | △30,441千円 |
| | 平成29年度 | △29,694千円 |
| | 平成30年度 | △32,064千円 |
| 修繕履歴 | 資料2「修繕履歴」参照 | |

資料 2 修繕履歴（過去 3 カ年）

| 年度 | 内容 | 金額 |
|------------------------|--------------------|---------|
| 平成 28 年度 | 冷温水発生機アロエース修理 | 185,760 |
| | 歩行プール排水柵防水補修 | 81,000 |
| | 女子更衣室ファンコイル機内清掃作業 | 92,880 |
| | レッグカール（クランプレバー）修繕 | 32,464 |
| | エアロバイク修理 | 80,460 |
| | スタジオ音響設備修繕 | 52,920 |
| | ハンガードア修繕 | 129,600 |
| | 自動ドア修繕 | 52,920 |
| | 源泉加圧給水ポンプメカニカルシール | 10,800 |
| | 花壇照明回路漏電調査 | 45,360 |
| | エアロバイク修理 | 135,216 |
| | 女子更衣室自動ドア修理 | 19,440 |
| | 玄関内側ドアサッシ修繕 | 64,800 |
| | 副機械室系統消音ポンプ修繕 | 170640 |
| | 消防設備不具合修繕 | 73,440 |
| | 男子サウナ入口ドア取替修繕 | 329,400 |
| | 源泉加圧給水装置修繕 | 204,120 |
| | デジタル温度指示調節計取替修繕 | 710,640 |
| | 薬液注入装置修繕 | 401,760 |
| | 昇温用膨張タンク取替修繕 | 507,600 |
| 寝湯ろ過循環ポンプ修理 | 25,164 | |
| 温水ヒーター修理 | 47,520 | |
| 源泉予備ポンプ購入整備 | 3,564,000 | |
| 男湯・女湯・歩行プール系統濾過ポンプ取替修繕 | 965,520 | |
| プール排気用有圧扇取替修繕 | 1,641,600 | |
| 平成 29 年度 | 冷温水発生機修理 | 56,160 |
| | 男女浴室シャワー室換気設備修繕 | 194,400 |
| | 男女浴室排煙オペレーター修繕 | 750,600 |
| | 源泉循環ポンプ及び移送ポンプ取替修繕 | 228,960 |
| | プール照明設備修繕 | 194,400 |
| | 温水ヒーター不具合修理 | 192,240 |
| | トレーニングジムエアコン修理 | 120,960 |
| | 消防設備不具合修繕 | 8,640 |
| | プール空調機Vベルト取替作業 | 17,820 |
| | トイレ換気扇取替作業 | 38,880 |
| 女子浴槽バイブロブロー配管修理 | 91,800 | |

| | | |
|--------|----------------------------|-----------|
| | 受水槽定水位子弁配水漏れ修理 | 149,040 |
| | 給湯配管及び濾過配管修繕 | 171,720 |
| | 浴槽5系統ろ過装置ろ過材取替修繕 | 1,684,800 |
| | プール空調機ダクト支持材及び天井ボード修繕 | 470,880 |
| | プール空調機用インバーター取替修繕 | 483,840 |
| | 冷却水ポンプ及び男湯系統薬液注入ポンプ取替修繕 | 614,520 |
| | 排水管修繕工事 | 788,400 |
| | トレーニングジムエアコン修理 | 68,904 |
| | 冷温水発生機修理 | 85,320 |
| | 源泉ポンプ取替修繕 | 2,505,600 |
| | 2.5mプールろ過循環ポンプ及び暖房用循環ポンプ取替 | 1,018,440 |
| 平成30年度 | 冷温水発生機再生器内部薬品洗浄 | 435,240 |
| | プールクリーナー修理 | 251,640 |
| | 女子浴室ドア修繕 | 8,640 |
| | 全半身浴ろ過循環ポンプ修理 | 59,184 |
| | 気泡圧注ポンプ取替 | 309,960 |
| | 女湯ろ過循環ポンプ修理 | 86,400 |
| | 消防設備不具合修繕 | 78,840 |
| | 薬剤注入部配管修繕 | 480,600 |
| | 排水管修繕工事 | 770,927 |
| | 温水ヒーター不具合修理 | 46,440 |
| | 源泉予備ポンプ購入整備 | 3,564,000 |
| | 温水(給湯)一次循環ポンプ修理 | 64,800 |
| | 男子浴槽ろ過循環ポンプ修理 | 70,200 |
| | プール系統空調機修繕 | 1,663,200 |
| | 気泡圧注ろ過循環ポンプ修理 | 70,200 |
| | 女子浴室ハンガードア修繕 | 37,800 |
| | プール滝ポンプ取替 | 1,020,600 |
| | 気泡圧注槽ろ過循環ポンプ修理 | 77,760 |
| | 寝湯ろ過循環ポンプ修理 | 27,000 |
| | 浴槽系統ろ過装置ろ過材取替 | 532,440 |
| | サウナヒーター修理 | 108,000 |
| | 気泡圧注ろ過循環ポンプ修理 | 50,760 |
| | 自販機コーナー換気扇取替作業 | 57,240 |
| | 空調機用インバーター盤冷却ファン取替作業 | 30,240 |
| | トレーニングジムエアコン修理 | 92,880 |
| | トレーニングジムエアコンドレン詰り修理 | 34,560 |